

# 川崎市 ICT 活用工事実施ガイドライン（舗装工） （標準型）

（趣旨）

## 第1条

本ガイドラインは、川崎市建設緑政局、各区役所道路公園センター、まちづくり局、港湾局及び上下水道局が発注する工事（舗装工）において ICT を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

（定義）

## 第2条

本ガイドラインに基づく ICT 活用工事とは、次の各号に掲げる施工プロセスの全ての段階において ICT を活用する工事をいう。

- （1）3次元起工測量
- （2）3次元設計データ作成
- （3）ICT 建設機械による施工
- （4）3次元出来形管理等の施工管理
- （5）3次元データの納品

2 ICT 活用工事（舗装工）の各段階における ICT の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）3次元起工測量

起工測量において次に掲げる方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。測量にあたっては、面計測を実施する。

- ア 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- イ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ TS 等光波方式を用いた起工測量
- エ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

- （2）3次元設計データ作成

発注図書や3次元起工測量で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成することをいう。

- （3）ICT 建設機械による施工

（2）で作成した3次元設計データを用いて、次に掲げる ICT 建設機械による敷均しの施工を実施する。

位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

- ア 3次元マシンコントロールモーターグレーダ

ただし、現場条件により、ICT 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等は積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

また、路盤工を実施しない場合でも、ICT 活用工事とする。

- （4）3次元出来形管理等の施工管理

ICT 建設機械により施工された工事完成物について、ICT を活用して施工管理を実施することをいう。

（出来形管理）

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m<sup>2</sup>以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

次に掲げるいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- ア 地上レーザースキャナーを用いた出来形管理

- イ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
  - ウ TS 等光波方式を用いた出来形管理
  - エ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- (5) 3次元データの納品  
 (1)(2)(4)により作成した3次元施工管理データを工事完成書類として納品する。

(対象工事)  
 第3条

本ガイドラインに基づき実施する ICT 活用工事は、以下の工種を含む工事とする。

ICT 活用工事（舗装工）

「アスファルト舗装工事」「セメント・コンクリート舗装工事」「一般土木工事」を原則とする。ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準および規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

【ICT 活用工事（舗装工）の対象工種種別】

工事区分	工 種	種 別
・舗 装	舗 装 工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト舗装工</li> <li>・半たわみ性舗装工</li> <li>・排水性舗装工</li> <li>・透水性舗装工</li> <li>・グースアスファルト舗装工</li> <li>・コンクリート舗装工</li> </ul>
・水 門		
・築堤・護岸	付帯道路工	
・堤防護岸		
・砂防護岸		

(工事発注)  
 第4条

本ガイドラインを適用する工事は、「発注者指定型」と「受注者希望型」を選択するものとし、入札公告および特記仕様書に ICT 活用工事の対象工事であることを明示する。

(ICT 活用工事実施の推進のための措置)

第5条

発注者は受注者が第2条の定義に定める施工プロセスを全て実施（各施工プロセスについて部分的実施は除く）し、完成した場合は、工事成績評定にて2点×0.4=0.8点を加点するものとする。

(ICT 活用工事の導入における留意点)

第6条

受注者が円滑に ICT 活用工事を導入できるよう、ICT 活用工事の施工管理、監督、検査にあたっては、原則として、川崎市土木工事共通仕様書、「川崎市土木工事施工管理基準」及び国土交通省が定める ICT 活用工事に関する技術基準類（「監督・検査要領」、「出来形管理要領」等）を準用するものとする。ただし、監督員および検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(工事費の清算)

第7条

- (1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用  
 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、受注者へ各経費について見積り提出を求め、必要額を適正に積み上げるものとする。見積り徴収は、別紙「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にするものとする。  
 なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計デー

タの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

第2条2(4)のア、イで面管理を実施した出来形管理の費用は、受注者からの見積又は補正係数で乗じた額での費用を比較し、安価となる額を計上する。見積書の提出がない場合は費用を計上しないものとする。

また、第2条1(4)のア、イ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

(疑義について)

#### 第8条

本ガイドラインによる ICT 活用工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、受注者及び発注者が協議した上で対応を決定するものとする。

附 則

このガイドラインは、令和6年7月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和7年7月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和8年7月1日から施行する。